

Top Headline

ベトナムで PPP講座を実施法改正への提案、プロジェクト検討支援など



ベトナム・ハノイの国立建設大学で講義を行う サム田渕所長

2013年秋号

アジアPPP研究所は9月2~5日の3日間、ベトナム・ハノイの国立建設大学において、PPPの集中講座を実施しました。本講座には、同国政府、地方政府、民間企業等を始め、80人ほどが参加しました。

初日は、同国の計画投資省(Ministry of Planing and Investment)の代表者が、同国でのPPP制度や電子入札システムの検討状況等を解説した後、APPIの講師陣により、世界やアジアにおけるPPPのトレンド、法制度の整備状況、ベトナムの制度と他国との比較などに関する講義が行われました。一部の参加者によると、同国では政府の法案の整備状況等が民間企業には伝わりにくいことから、同日の講義内容は最新状況を知る上で非常に有益だったとの感想が聞かれました。

二日目は、主にプロジェクトの企画、計画の為に必要な調査の項目、調査の進め方を始め、調達、モニタリングなどを田渕所長、ミラー氏を中心に解説。参加者からは、費用対効果やフィージビリティスタディーの進め方、調査結果の判断の仕方など多くの質問が出されました。特に、契約方式やコストの積算について、参加者が関与している具体的な事例を基に質問が出されました。また、APPPIの会員であり、同国でBOT法に基づく事業を進めている株式会社エスイーの中村賢一

事業を進めている株式会社エスイーの中村賢一 コンセッション部長より、同社が進めている事業 をケーススタディーとしてプロジェクトのストラク チャー構成や同国で海外の民間企業が事業を 進める際に重視していることや現状の課題など について詳細な説明が行われ、参加者の関心を ひきました。 最終日は、前日に参加者から出された複数のプロジェクトについて、事業の進め方などを参加者同士で話し合うワークショップが行われました。 具体的には、ハノイ市の公共交通、下水道システム、ハロンから中国国境までを結ぶ高速道路について、議論が行われました。

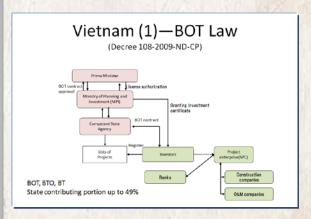


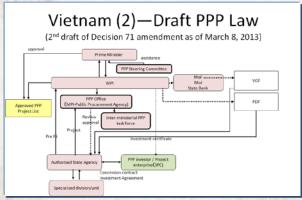
Contact us:

東洋大学アジアPPP研究所 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル 1階 東洋大学大手町サテライト

TEL: 03-3231-1039 Email: ml-ppp@toyo.jp http://www/apppi.net

透明性向上と網羅的な支援システムが必要ベトナムPPP法への評価と課題





新法に向けた検討状況

アジアPPP研究所(APPPI)が9月に実施した集中講座では、同国で現在検討が進められているPPP法の制定に向けた動きについての講義も行われた。同国では、従来のBOT法に加え、2010年にPPPパイロット法が制定された。しかしパイロット法では実際の手続きや支援の枠組などは十分に規定されておらず、また、BOT法との併存となっていたことから、パイロット法の対象としてあげられた主要プロジェクトでも、BOT法が適用されるケースもあった。このため、同国では新たなPPP法の制定に向けた作業が進んでおり、今年3月には第2ドラフトが公表されている。

新たな制度では、Viability Gap FundingやProject Development Facilityの設置、PPPPriority Listの策定などが盛り込まれている。また、計画投資省の公共調達庁の下に設けられているPPP Officeが、PPP案件の審査、認可などのワンストップ窓口として機能するとされる。VGFの適用基準などは明確にされておらず、交渉によって現時点でも適用が検討されている等件もある。従来のBOT法では、国からの財政的・比財政的支援の割合について最大49%とされていたが、パイロット法では最大30%とされた。PPP法のドラフトでは、改めて最大を49%とする検討がなされている。ただし、この「支援」に含まれる項目が不透明で、本来は公共が負担するべき案件形成費用なども「政府支援」に含ま

れるといった指摘がかねてよりされており、この点についてはさらなる明確化が必要であろう。 PPPパイロット法では、BOT、BTO、BT(新設インフラの建設、運営、既設インフラの管理運営を含む)とされていた手法については、DBFO、Asset Lease Agreement、BOT、BTO、BTL、BOO、Maintenance agreement、others to be discussed with MPIーと記述された。

その他の支援策構築への期待 一他国の支援制度を参考に

これまでベトナム国内でのPPP(BOT等)事業の 実施において、VGFやPDFの整備を求める声は 多くあった。現在進められている体制整備は、こ れらの要望に概ね対応したものだと考えられる。 しかしながら、優良な案件形成やプロセスや判 断基準の明確化はまだ道半ばである。透明性 を向上させるためには、フィリピンのPDMF (Project Development and Monitoring Fund) (規定されているような案件形成失敗時の担当 機関へのペナルティーの仕組みや、インドなど で行われている優良なトランジションアドバイ ザーのデータベース化などが有効であろう。 また、同国では為替変動等への対策も求めら れる。インドネシアでは、多国籍開発銀行(世界 銀行など)の協力により、自国通貨で長期の融 資を可能とする仕組みが整えられている。こう いった対策の検討も必要となる。